



市役所の電話  
996-2111  
FAX  
995-7367

防災行政無線  
テレホンサービス  
0120-840-225  
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載したイベントなどは、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



会議の傍聴

- 第3回八潮市市民活動推進委員会の傍聴  
日11月25日(水) 午後2時～  
場やしお生涯学習館セミナー室1  
因「市民活動推進委員会提言書」の内容を具体化する方策について  
定10人(当日先着順)  
問市民協働推進課 ☎③28
- 第1回八潮市男女共同参画審議会の傍聴  
日12月1日(火) 午前10時～11時30分  
場八潮メセナ研修室A  
因第4次八潮市男女共同参画プランの見直しについて  
定3人(申込順)

11月16日から30日正午までに、電話で人権・男女共同参画課(☎⑧11)へ

やしお駅前公園の一部改修工事

やしお駅前公園のイベント広場などの整地や緑化などの改修工事を行います。工事に伴い、イベント広場などの一部が利用できなくなります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
日令和3年3月中旬まで(予定)  
問公園みどり課 ☎③41

給与支払報告書の電子データによる提出

平成30年分の源泉徴収票を税務署に100枚以上提出した事業所は、令和2年分の給与支払報告書の提出方法について、eLTAX(地方税ポータルシステム)などを利用した電子データによる提出が義務づけられます。この機会に、国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して一元的に送信できるeLTAXをぜひご

利用ください。利用方法については、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。  
問市民税課 ☎②06

コンビニ交付サービスの一時的利用停止

庁舎内電気設備点検作業のため、証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。  
日11月28日(土) 午前6時30分～午後11時  
問住民票・印鑑証明・戸籍関連＝市民課 ☎②10  
課税(所得)証明・非課税証明関連＝市民税課 ☎②06

危険ブロック塀等撤去改修の補助金制度

地震災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、補助金を交付しています。ぜひご活用ください。  
※申請される方は、必ず工事の着手前に事前相談をしてください。  
対公道に面した高さが1.2メートルを超えるコンクリートブロ

ック造または組積造の塀で地震により倒壊する恐れのあるもの

補助金額

- ▶撤去工事(上限10万円)  
撤去工事費用の2分の1または1万円/メートルのいずれか少ない額
- ▶改修工事(上限20万円)  
改修工事費用の2分の1または2万円/メートルのいずれか少ない額

問開発建築課 ☎④68

令和3・4年度物品等業種の入札参加資格審査の申請受付

物品等業種の入札参加資格登録を希望する場合、建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務とは別に登録が必要となるため申請を受け付けます。  
登録期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日  
日12月14日から令和3年1月8日(消印有効)までに、申請書類を郵送で財政課(☎④45)へ  
※申請の手引き、様式は市ホームページからダウンロードしてください。

ストップ! 滞納 県税・市町村税

税金の滞納は、納期内に納付している方との公平を欠くものです。県と県内全市町村では、「ストップ!滞納」を合言葉に、徴収を強化しています。

市では、10月から12月までを滞納整理強化期間として定め、徹底した滞納整理(差押えなど)を進めています。未納の方は、早急に納付してください。

なお、新型コロナウイルスの影響により収入に相当の減少があり、納付困難な方は徴収猶予の特例制度が適用される場合がありますので、納税課へご相談ください。

※差押えは、給与、年金、売掛金、預貯金、生命保険、不動産、自動車、動産(例:貴金属類、高級腕時計)などの換価が有効と判断される財産を対象とします。

【令和元年度差押え実績】(延滞金のみの差押えを除く)

給与	預貯金	生命保険	不動産	所得税還付金	自動車など	売掛金など
252件	710件	225件	38件	13件	4件	53件

問納税課 ☎③30



交通事故防止特別対策実施中

市内において、9月14日から10月3日までの3週間で、高齢者の交通死亡事故が3件発生したため、市は県から交通事故防止特別対策地域に指定されました。

「八潮市交通事故防止特別推進計画」に基づき、草加警察署や関係団体と共に重点的に交通事故防止に取り組みます。皆さんのご協力をお願いします。

問交通防犯課 ☎②88

交通事故防止特別対策地域の指定期間

10月19日(月)～1月18日(月)の3カ月間

交通事故防止の取り組み

- 1 高齢者の交通事故防止
  - (1)横断歩道における歩行者優先の徹底
  - (2)夕暮れ時や夜間における反射材着用の推進
  - (3)早めのライト点灯とハイビームの活用
  - (4)道路横断時に安全確認を徹底させる対策の推進
  - (5)自転車の安全利用とヘルメット着用の推進
- 2 交差点の交通事故防止
  - (1)交通事故多発交差点における見守り活動などの強化
  - (2)事故危険箇所と生活道路の安全対策の推進
  - (3)交差点や駐車場出入時などの安全確認の徹底
- 3 市民に対する交通事故発生情報の積極的な提供

